

議案第十一号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（整備基準）

第三条の二 区営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備するものとする。

2 区営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、区営住宅の利用者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 区営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する

費用の縮減に配慮するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、法第五条第一項及び第二項の条例で定める整備基準は、区規則で定めるところによる。

第七条第一項第三号中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号イ中「が身体障害者である場合その他」を削り、「令第六条第四項」を「第四項」に、「令第六条第五項第一号に規定する金額」を「二十一万四千元」に改め、同号ロ中「令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）」に改め、同号ハ中「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千元」に改め、同条第二項第二号中「第二条」を「第二条第一号」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第三号イに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれに定める障害の程度である場合

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する

一級又は二級に該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

二 第二項第三号、第四号、第六号又は第七号に該当する者である場合

三 使用者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

四 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第七条の二第三項中「なお」を削る。

第二十五条第四項中「令第六条第四項」を「第七条第四項」に改める。

第二十六条中「第七条第一項第三号イ又はロに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号イ又はロに定める金額を、同号ハに掲げる場合にあつては令第八条第一項に定める法第二十三条第二号ハに掲げる場合の」を「第七条第一項第三号イ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める」に改める。

#### 付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区営住宅条例第七条第四項第三号の規定の適用については、同号中「使用者が六十歳以上」とあるのは「使用者が平成二十五年四月一日前において五十七歳以上」と、「六十歳以上又

は」とあるのは「同日前において五十七歳以上又は」とする。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行による公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。